

## (2) 仕事と子育ての両立支援

○厚生労働省は、「育児・介護休業法」<sup>132</sup>の周知・徹底を図るとともに、法律に規定されている両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援している<sup>133</sup>。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出の促進や、厚生労働大臣の認定制度と認定マーク（愛称：くるみん）の認定取得促進を図るなどしている。

## 2 虐待を行った保護者に対する対応等

○厚生労働省は、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」<sup>134</sup>により、児童相談所における保護者援助に関する取組を進めている。

## 3 少年院在院者の保護者等に対する指導

○法務省は、少年院において、家族関係調整のために、在院者の保護者等に対して、在院者の処遇に関する情報の提供、職員による面接の実施、教育活動への参加の促進、保護者会・講習会の積極的な開催に努めるとともに、必要に応じ、指導、助言その他の適当な措置をとっている。

## 4 家族や地域の大切さ等についての理解促進

○内閣府は、平成19（2007）年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定めて、「生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さ」を呼び掛けている<sup>135</sup>。

# 第5章 今後の施策の推進体制等

## 第1節 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

### 1 調査研究

○内閣府は、子供や若者に関する調査研究を実施し、広く国民の間で積極的に活用されるようホームページ<sup>136</sup>などで公開している。

○法務省の法務総合研究所は、平成26（2014）年度までに、「非行少年と保護者に関する研究」を研究部報告として公表した<sup>137</sup>。

○厚生労働省は、厚生労働科学研究費補助金により、子供・若者やその保護者に関する調査研究を推進している。

### 2 調査データ等の共有・活用のための環境整備

○総務省は、政府統計ポータルサイト「e-Stat」<sup>138</sup>により各府省の統計関係情報を一元的に提供している。また、「統計法」に基づき、統計データの二次利用制度を適切に運用している。

132 短時間勤務制度の措置義務や所定外労働を免除する制度の新設のほか、父母がともに育児休業を取得する場合の休業期間の延長（パパ・ママ育休プラス）など父親の育児休業の取得を推進するための制度の導入を内容とする改正が平成21（2009）年6月に行われた。このうち、短時間勤務制度・所定外労働の免除の制度・介護休暇については、従業員数100人以下の事業主は適用が免除されていたが、平成24（2012）年7月に全面施行された。

133 [http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/)

134 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv21/01.html>

135 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html>

136 <http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu.htm>

137 [http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00080.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00080.html)

138 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

## 第2節 広報啓発等

### 1 広報啓発・情報提供等

図表20 子ども・若者育成支援強調月間

#### (1) 広報啓発活動

##### (子ども・若者育成支援強調月間)

○内閣府は、昭和53（1978）年から、毎年11月を「子ども・若者育成支援強調月間」<sup>139</sup>と定め、関係府省、地方公共団体、関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施している。（図表20）

##### (子どもと家族・若者応援団表彰、社会貢献青少年表彰等)

○内閣府は、子供や若者を育成支援する活動などにおいて顕著な功績があった個人、団体、企業に対し「子どもと家族・若者応援団表彰」を、社会貢献活動において顕著な功績があった青少年（団体を含む。）に対し「社会貢献青少年表彰」を実施している<sup>140</sup>。また、子供や若者を育成支援する優れた活動などを広く社会に紹介する「子どもと家族・若者応援団活動事例紹介事業」を実施している。



##### (青少年の非行・被害防止全国強調月間)

○内閣府は、昭和54（1979）年から、学校が夏休みに入る毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として定め、幅広い関係府省の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の非行防止意識の高揚、非行など問題行動への対応の強化を図っている。

○警察庁は、平成26年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、「目で見る非行防止運動」として、非行防止を訴えるポスター約7万枚を作成して全国各地に掲示した。また、全国の主要なプロ野球場とプロサッカー競技場に対し、試合開催時の電光掲示板などを活用した広報への協力を依頼した。

##### (児童虐待防止推進月間)

○厚生労働省は、内閣府と共に、平成16（2004）年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

##### (“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～)

○法務省は、犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、昭和26（1951）年から、“社会を明るくする運動”<sup>141</sup>を主唱し、毎年7月を強調月間として世論の啓発などに努めている。

##### (人権に関する啓発活動)

○法務省は、人権擁護機関において、児童虐待やいじめ、児童の権利に関する条約、子供の人権に関する講演会、シンポジウム、座談会などの開催、各種啓発冊子の配布などの様々な啓発広報活動を実施している。また、毎年「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、12月4日から10日までの人権週間を中心に、啓発広報活動を実施している。

139 昭和53（1978）年度から平成21（2009）年度までは、「全国青少年健全育成強調月間」として実施してきたが、平成22（2010）年度からは「子ども・若者育成支援推進法」の施行を踏まえ、名称を「子ども・若者育成支援強調月間」と変更した。  
<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei/index.html>

140 受賞者やその活動内容は内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei.htm>）を参照。

141 [http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo\\_hogo06.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html)

### (国民運動としての「食育」の推進)

○内閣府は、毎年6月を「食育月間」と定め、広報啓発活動を重点的に実施するとともに、毎月19日を「食育の日」と定め、食育推進運動を継続的に展開している。

#### (2) 子供や若者向けの情報提供

○各府省は、キッズページなどを活用し、各種の情報が子供や若者に届きやすく、かつ、分かりやすいものとなるよう努めている。電子政府の総合窓口イーガブでは、「子供向けページ集」として、各府省のキッズページなどのリンク集を公開している<sup>142</sup>。

## 第3節 国際的な連携・協力

---

### 1 国際機関等における取組への協力

○政府は、「児童の権利に関する条約」<sup>143</sup>、同条約を補完する「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」と「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の実施の確保に努めている。また、国際労働機関（ILO）で採択された「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号条約）」<sup>144</sup>などの実施を通じ、児童労働の廃止を達成するための国際的な取組に貢献している。

### 2 情報の収集・発信

○国連の場において、我が国の子ども・若者育成支援に関する国内施策について、国際社会に向けた情報の発信を行っている。平成26（2014）年9月のG20雇用労働大臣会合において、子育て支援、若年の就労支援などに関する我が国の政策について情報発信を行った。

## 第4節 施策の推進等

---

### 1 関係施策の実施状況の点検・評価

○子ども・若者育成支援推進点検・評価会議<sup>145</sup>では、平成27（2015）年度に想定される新たな大綱の検討に資することを目的とし、平成25（2013）年11月から現在の子ども・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」の総点検を開始し、その成果として平成26（2014）年7月に「子ども・若者育成支援推進大綱の総点検」を取りまとめた<sup>146</sup>。この報告書では、現大綱は一定の成果を挙げていると認められるとする一方、子ども・若者支援地域協議会の設置の更なる促進など取組の充実強化が必要な分野があることも指摘されている。

### 2 子供・若者の意見聴取等

(第2部第2章第2節1(2)「子供・若者の意見表明機会の確保」を参照)

---

142 <http://www.e-gov.go.jp/link/kids/index.html>

143 18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の人権の尊重・確保の観点から詳細かつ具体的な事項を規定したもの。平成元（1989）年の第44回国連総会において採択され、平成2（1990）年に発効。我が国は平成6（1994）年に批准。

144 最悪の形態の児童労働の禁止と撤廃に向けた即時かつ効果的な措置を取ることなどについて定めるもの。平成11（1999）年の第87回ILO総会で採択され、平成12年に発効。我が国は平成13（2001）年に批准。

145 <http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/index.html>

146 <http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/pdf/soutenken.pdf>